平成２５年（フ）第６７号
鹿児島県霧島市国分名波町18番38―11号　有馬ハイツ203
債務者　大西　忠夫
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
沖縄県国頭郡宜野座村字漢那208番地　ビーチマンション201
債務者　潮　　元春
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第１６号
沖縄県石垣市字新川2297番地18　サンパレスマンションＣ―６
債務者　新盛　貞雄
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２５年（フ）第６２号
宮城県大崎市古川大宮７丁目５番33号　有料老人ホームグラシアスおおさき
債務者　齋藤　勝枝
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
山梨県都留市小野1310番地　市営権現原団地３―203
債務者　塩川　　汎
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
長野県茅野市金沢2782番地４
債務者　堀籠　尚亀
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第５８号
長野県茅野市金沢2782番地４
債務者　堀籠　妙子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１６３号
兵庫県宝塚市伊孑志２丁目10番12号　公和荘６号
債務者　本田　　亘
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
兵庫県たつの市龍野町宮脇146番地１　シャンドフルールＡ棟101号室、従前の住所兵庫県揖保郡太子町立岡309番地11
債務者　黒川　　清
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第２７号
兵庫県たつの市龍野町宮脇146番地１　シャンドフルールＡ棟101号室、従前の住所兵庫県揖保郡太子町立岡309番地11
債務者　黒川　満子
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第２８号
兵庫県たつの市龍野町日山138番地　市営日山住宅２棟13号
債務者　田下　直樹
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第７２号
広島県呉市広横路２丁目10番８号
債務者　中原　仁美（旧姓川岡）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第８２号
広島県呉市宮原８丁目７―12、住民票上の住所広島県呉市阿賀南３丁目１番16号
債務者　中村　由美（旧姓河上）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第８５号
広島県呉市広本町２丁目６番28―103号
債務者　魚菜やこと　小栗　良江
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第８６号
広島県呉市伏原３丁目３番８号
債務者　新　　光博
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第８７号
広島県呉市伏原３丁目３番８号
債務者　新　　町子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第８８号
広島県竹原市西野町2139番地７
債務者　河島タツヱ
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所呉支部